レンタル利用約款

第１条（総則）
１. レンタル利用約款(以下「本約款」という)は、東邦テック株式会社（以下「甲」という）を賃借人、申込者（以下「乙」という）を賃貸人としの契約関係について、その基本的事項を定めるものです。
２. 甲は乙に対して、本約款に記載する条件にてレンタル(動産賃貸借)契約及びこれに基づくサービス(以下、このレンタル・サービスを総称して「レンタル」という)を提供します。
３. 甲は乙の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更できるものとします。 この場合、レンタルに関する全ての条件は変更後の約款によるものとします。 なお本約款の変更は、甲のホームページ上に表示した時点で効力を生じるものとします。

第２条（契約成立）
１.乙は、本約款の内容を確認し承諾の上、甲の定める所定の手続きに従って、甲に対しレンタル利用の申込を行うものとします。
２. 個々の商品のレンタル（以下「個別契約」という）は、乙からの申込み（口頭、文書、メール、ＦＡＸ等）に対して、甲がこれを承諾した時に成立するものとします。 但し、事由の如何にかかわらず、契約の申込を承諾しない場合があります。
３. 個別契約が成立した場合、甲はその旨を証する文書を乙に送付（文書、メール、ＦＡＸ等）するものとし、乙は、これに対し文書をもって所定の応答をするものとします。

第３条（個別契約）
　個々の取引における商品の規格、数量、使用場所、レンタル期間、レンタル料、引渡し予定日その他の条件については、個別契約に定めるものとします。

第４条（レンタル期間）
　レンタル期間は、原則として貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までの日数計算となります。但し、商品によっては期間保証をご負担頂く場合があります。

第５条（レンタル料）
　レンタル料は原則として現金前払いです。現金前払い以外のときは別途協議させて頂きます。

第６条（商品の引渡し、検収）
１. 商品の引渡しは、原則として、レンタル開始日に乙の事業所とし、乙はレンタル終了日に商品を甲の事業所に返却頂きます。
２. 乙には、商品受領後ただちに商品の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全、不具合が無いかを検査して頂きます。万一、不具合が発見された場合は、ただちに甲までご連絡して下さい。　この場合、甲はすみやかに修理するか代替品の納入をさせて頂きます。なお、この連絡が無かった場合には、商品は検査に合格し、正常な性能を備えた状態で引き渡されたものとします。
３. 甲または甲の委託者（運送業者等）から商品の引渡しを受けたときは、乙（第４条所定の者を含む）は、甲が発行する納品伝票に署名のうえ甲に交付するものとします。なお、この　納品伝票への署名またはこれに代わる方法が採られた場合には、商品の引渡しの履行が完了したものとします。

第７条（免責）
１. 天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入先の債務不履行その他当社の責に帰することができない事由により、商品の引渡しが遅れ、または引渡しが不能となった場合、甲ははその責任を負わないものとします。
２. 乙の商品の使用、保管に起因して、乙及び第三者に損害が生じた場合につきましても、乙の責任において処理し、この場合甲はその責任を負わないものとします。
３. 個々の取引における商品のレンタルに関し、甲の責に帰すべき事由その他の事由によって甲が乙に対して損害賠償責任を負担する場合の責任は、乙が出捐したことによる直接損害に限り、かつ、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とします。なお、商品の不具合等に起因して乙または第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失、等損害の拡大等をいう）については、甲はその責任を負わないものとします。

第８条（商品の返却）
　レンタル期間が終了したとき、乙が商品を甲に返却するときは、甲の営業日の営業時間内に甲の事業所に商品を原形返却（貸出し時点の原状有姿での返却）するものとします。なお、返却に際しては、両者立会いの下で検収し、乙が検収に立会わないときは甲の検収をもって有効とします。

第９条（遵守事項）
　乙は、レンタル利用にあたり以下の事項を遵守するものとします。
(1) 商品の使用、保管については、善良なる管理者の注意義務を払い、関係法令を守り、商品本来の用法、能力に従って使用し、常時正常な使用状態もしくは充分な機能の働く状態を維持管理すること
(2) 商品の使用前には、必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行うこと
(3) 商品の操作・取扱いに有資格者（免許取得者、技能講習・特別教育の修了者等）を要す場合は、必ず有資格者に行わせること
(4) 本約款及び個別契約に定める権利義務または商品を無断で第三者に譲渡、承継、担保提供し、または不法な利用をしないこと
(5) 甲の承諾を得ることなく、商品の使用場所を変更したり、不動産に定着したりしないこと
(6) 商品に付してある装置、部品、付属品や標示、標識番号を除去したり、また他の動産に付着させたり、改造、性能または機能を変更したりして原状を変更しないこと

第10条（費用負担）
　以下の費用等は乙の負担となります。
(1) レンタル期間中の維持管理にかかる消耗品(燃料、油脂、その他)の費用
(2) 商品の納入、引取に伴う搬送費用
(3) 天災地変その他原因の如何を問わず、商品受領後、返却までに生じた商品の滅失（盗難・紛失を含む）、破損についての修復・回復等の費用但し、通常の使用による損耗はこの限りではありません。また、乙が商品本来の用法・能力に従って常時正常の状態で使用していたにもかかわらず発生した修理、補修は甲の費用負担で行います

第11条（通知）
　乙の氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、すみやかに書面によりその旨を甲に通知するものとしま

第12条（謝絶）
　甲は、次の場合にはレンタルの利用をお断りし個別契約の申込を承諾しないものとします。また、レンタル期間中であっても、レンタルの継続をお断りし、個別契約を解除するものとします。
(1) 乙または代理人もしくは同伴者等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）の構成員または関係者であると判明したとき
(2) 乙等が甲とのレンタル取引に関し、甲の従業員その他の関係者に対して、暴力的要求行為を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、または暴力的行為または暴力的言辞（粗野または乱暴な言動を含む）を用いたとき、或いは風説を流布し、もしくは偽計ま　たは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害したとき

第13条（期限の利益喪失）
　乙が、次の各号の一に該当したときは、甲に対する債務について、甲からの何らの通知催告がなくても当然に期限の利益を失い、残債務全額を即時に弁済しなければなりません。
(1) レンタル料、修理費、その他甲に対する債務の履行を遅滞したとき
(2) 本約款及び個別契約に定める事項に違反したとき
(3) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払不能もしくは支払停止状態に至ったとき
(4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、もしくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
(5) 解散、死亡もしくは制限能力者となり、または住所・居所が不明となったとき
(6) 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生したとき
(7) レンタル利用に関して、乙に不正な行為（違法行為または公序良俗に反する行為など）があったとき

第14条（契約解除）
１. 乙が、前条により期限の利益を失ったときは、レンタル期間中であっても、甲は、何らの通知催告を要せず、その個別契約を解除できるものとします。 この場合、乙は商品を使用することはできませんので、レンタル中の全ての商品を直ちに甲へ返却するものとします。
２. 万一、乙が商品を返却しない場合、また、甲からの電話、郵便送達等通信手段で連絡困難な場合は、甲が商品引揚げを行うことを、あらかじめ乙は承諾し、甲にこれを委任するものとします。 これにより甲または甲の代理人は、乙への何らの通知催告をするこ　となく、乙が所有または管理する土地建物から商品の占有を回収して、これを搬出することができるものとします。

第15条（連帯保証人等）
１.甲社は、個々の取引に際して、連帯保証人の加入または保証金の預託を求める場合があります。
２. 連帯保証人は、乙の当社に対するレンタル料その他の一切の債務について連帯保証することとします。
３.甲社は、レンタル料その他の債務について、いつでも保証金をもって充当することができるものとします。

第16条（その他）

乙は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下、総称して「汚染物質等」という）に商品を使用しないことを遵守するものとします。 商品に汚染が生じた場合、乙は当該汚染物質等の除去または廃棄処分を直ちに行うものとし、甲が乙に代わってこれを行うことなどにより費用負担をした場合には、乙がこれを負担するものとします。 なお、万一、返却にかかる商品が既に汚染され、しかも、そのことに甲が善意不知であるままに返却され、その結果、甲が返却された商品を保管し、または第三者にレンタルしたことにより、甲または第三者もしくはその構成員の生命、身体または財産に損害が生じた場合は、乙は　その一切の損害を賠償するものとします。

第17条（紛争の解決）

甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合には、甲の事業所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（個人情報の利用目的及び同意）

１. 甲が、乙の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 乙に対し、レンタルサービス・修理サービスを提供するため
(2) 個別契約の申し込みに際して、乙の本人確認及び審査を行うため
(3) 事業許認可の条件として義務付けられる事項を遂行するため
(4) 乙からの各種お問い合わせ、資料請求等に対応するため
(5) 乙に対し、甲の商品、サービス等に関する情報を提供するため
(6) 市場調査・顧客動向分析等、経営上必要な分析を行うための基礎データ及び統計的データを作成するため
２. 前項各号に定めていない目的で乙の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
３. 甲は、個別にご了解を得た場合を除き、上記利用目的の範囲を超えて乙の個人情報を利用いたしません。なお、当該利用目的を変更する場合は、乙への通知または甲の事業所並びに甲のホームページ上に表示するものとします。
４. 乙は、個別契約の申込みに際して乙の個人情報が本人確認及び審査に利用されることに同意するものとします。

制定・施行日　2013年9月21日